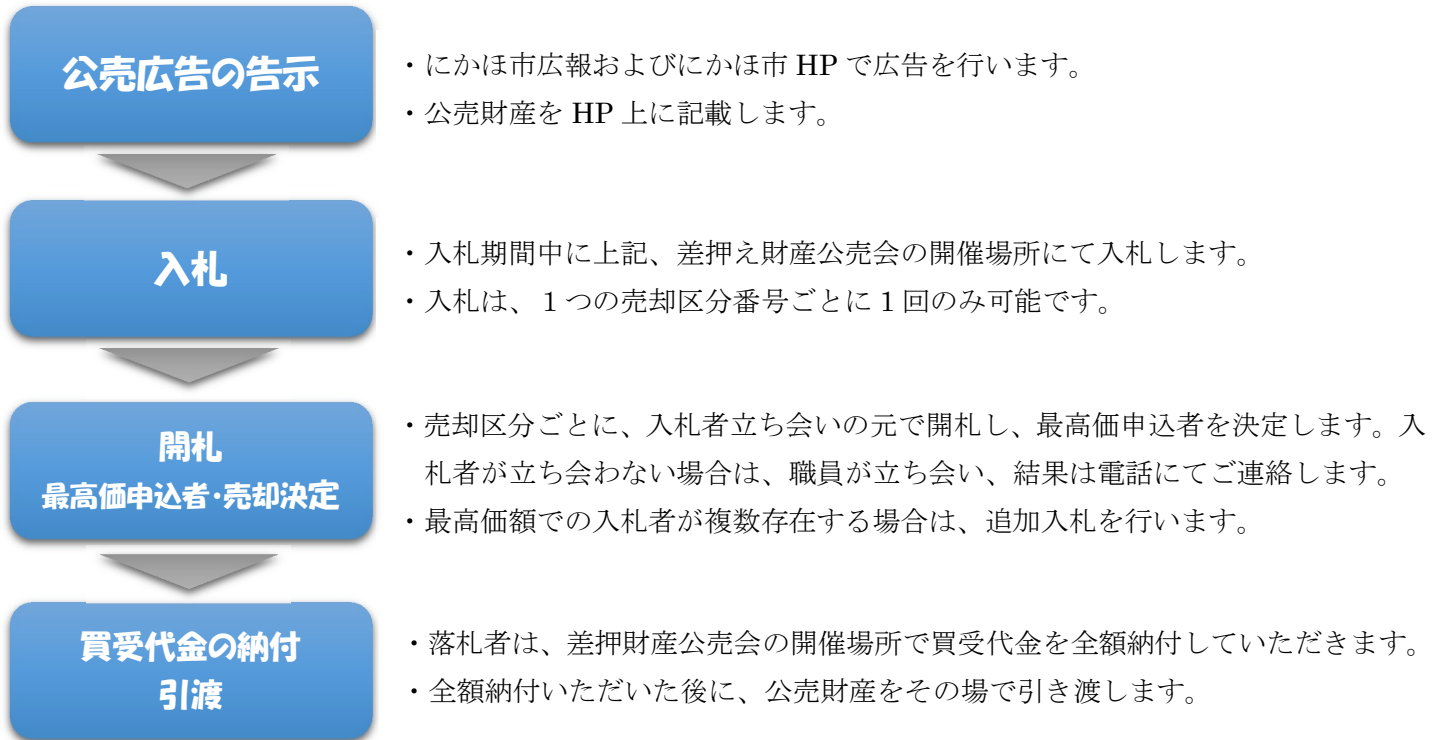


窓口公売会のしおり

1. 窓口公売会の流れ



2. 入札

- (1) この公売は、期間入札の方法により行います。定められた期間内に以下の方法で入札してください。
- (2) 入札書には下記の事項を記載してください。
 - ア 売却区分番号
 - イ 住所・氏名
 - ウ 電話番号（開札時に確実に連絡がつくもの）
 - エ 入札金額※桁違い等の金額誤りがないよう、よくご確認の上、投函してください。
- (3) 入札書を書き損じたときは、訂正せずに新しい入札書を使用してください。書き損じを訂正した入札書は無効になります。
- (4) 一度投函した入札書は、入札期間内であっても「引換え」「変更」「取消」をすることはできません。
- (5) 入札書は、同一売却物品について、2枚以上の入札書を投函することはできません。
- (6) 下記の要件に該当する方は、公売財産を買い受けることはできません。
 - ア 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条）などにより買受人となることが出来ない者。
 - イ 公売財産の買受人について、一定の資格・要件を必要とする場合、その資格等を有しない者。

3. 公売保証金の納付

今回の入札に関しては、公売保証金の納付は必要ありません。

4. 入札方法

入札期間中の税務課窓口での期間入札になります。また、郵送による入札は行いません。

5. 開札の方法

開札日時に、税務課にて入札者立ち合いの元で行います。入札者が立ち会わない場合は、職員（公売事務担当を除く）が立ち合いの元で行います。

6. 最高価申込者・売却の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、且つ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札金額」欄に記入された金額により行います。

※ 落札価格は、税務課窓口に掲示、及びにかほ市 HP に掲載します。

7. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。

追加入札は、指定時刻に出頭した最高価申込者となるべき方の間で行います。

追加入札の価額が、なお同額の時は、「くじ」で最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価格は、当初入札価額以上でなければなりません。
- (2) 入札をするべき方が入札をしなかった場合、または入札価額が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後 2 年間、公売の参加を制限し、入札させないことがあります。

8. 買受代金の納付及び物品の引渡し

- (1) 買受人は、指定時刻までに買受代金の金額をお支払いください。お支払いは、現金のみとします。その後、税務課窓口で物品の引渡しとなります。
- (2) 物品引渡の際は、本人確認ができる免許証などの提示を求めます。

9. その他の留意事項

- (1) 公売財産はすべて中古品です。使用や経年劣化によるキズ・汚れ・使用感があります。
- (2) 隠れた瑕疵があっても担保責任は負いません。
- (3) 公売財産によっては公売手続きを中止する場合があります。
- (4) 公売財産は現状有姿での引き渡しとなります。落札後、いかなる理由があっても、キャンセル・返品・交換・苦情等はお受けいたしません。